

# 時事解説

## 2026年度植物防疫事業・農薬安全対策の進め方について

農林水産省 消費・安全局  
植物防疫課, 農産安全管理課 農薬対策室

### はじめに

近年、温暖化等の気候変動や訪日外国人、国際郵便等のヒト・モノの移動の増加に伴う有害動植物の侵入・まん延リスクが高まっている。また、化学農薬の使用による環境への負荷や病害虫の化学農薬に対する抵抗性の発達が顕在化するなど、植物防疫をめぐる状況は複雑化している。このような状況下で、2024年6月に公布・施行された食料・農業・農村基本法において、「農業の持続的な発展」の施策の一部として、『植物に有害な動植物が国内で発生およびまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、必要な施策を国が講ずる』ことが改めて明記された。また、基本法に基づき、2025年4月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、総合防除の一層の推進による植物防疫の確実な実施を図るため、2030年度までに総合防除実践指標の策定数を470件とするKPIが設定された。このため、2025年9月に策定された「総合防除実践ガイドライン」（令和7年度9月10日付け7消安第3099号消費・安全局長通知。）に則って各地域での総合防除実践指標の策定を推し進め、また、防除指導者や農業者等による活用を図り、総合防除の普及・推進に必要な体制の構築および強化に努めてまいりたい。

農薬の安全対策については、国際的動向などを踏まえた農薬登録制度の見直しや最新の科学的知見に基づく再評価を旨とする2018年の農薬取締法改正に基づく施策を着実に実施するとともに、農薬使用者に対して、適正使用などを徹底していく必要がある。これにより、生産者に対してより安全で効果の高い農薬を供給するとともに、最終的には、消費者に安全で高品質な農畜産物を安定的に供給していくことができる。

### I 2026年度予算編成について

植物防疫対策に関する2026年度予算（概算決定）においては、以下のとおり。

1. (1) 植物防疫法に位置付けられた総合防除を推進するため、総合防除実践指標の作成、これらに必要な地域の総合防除体系の確立に向けた実証、指導者の育成に必要な研修・講習等への参加・開催の取組を支援する。また、気候変動等の影響によるカメムシ類等の病害虫の発生パターンの変化等により、従来の防除対策では防除が困難化した作物について、新たな防除技術の実証等を支援する。加えて、サービス事業者やメーカー等の幅広い関係者と連携し、地域が一体となった効果的・効率的な防除体制の構築を支援する。

1. (2) より高度な発生予察調査の実施に向け、遺伝子検定手法等を活用した新たな発生予察手法を確立する。また、防除体系の維持に向け、農薬の再評価に資する栽培管理体系、散布方法などの違いによる作業者ばく露、作物残留等の評価データを収集する。

2. 農業用ドローン、常温煙霧等の省力的・効果的な散布技術の現場導入に向けて、農薬登録の拡大や散布技術の実証を支援するとともに、生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物（以下「地域特産農作物」という。）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向け、農薬登録の拡大や、農薬の再評価に際し必要となる試験を支援する。

3. 病害虫防除所が、発生予察事業および侵入調査事業を実施するための経費等を交付する。

4. ジャガイモシロシストセンチュウ等の国内未発生の重要病害虫について、定着およびまん延防止を図るため、初動防除や植物防疫法に基づく緊急防除等を実施する。また、セグロウリミバエ等に対する不妊虫を活用した防除体制の構築を推進するため、不妊虫施設を整備する。

5. 輸入農産物に対する検疫くん蒸による環境・人への負荷を低減するため、検疫くん蒸剤の排出ガスの回収や除毒等技術の実証試験を実施するとともに、農作物の

Government Projects on Plant Protection in 2026. By Plant Protection Division and Plant Products Safety Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, MAFF

(キーワード：みどりの食料システム戦略、植物防疫事業、農薬安全対策事業)